

# 日本フローティングシップ協会会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、日本フローティングシップ協会と称する。  
英文名は、Japan Floating Ship Association（略称 J F S A）とする。

### (目的)

第2条 本会は、フローティングシップ事業を通じ、海洋に関する知識、理解の増進並びにウォーターフロントに於ける海洋レクリエーション事業の発展、及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 本会は、フローティングシップを運営する企業、及び各種団体をもって構成し、1会社又は1法人（以下、会員と言う）を1会員とする。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 会員は、本事業の向上を図るための情報交換、調査研究を行い、安全の確保及び事業の促進に係る研修、並びに講習会の実施。
- 2) 海洋に関する知識の普及並びに各種情報、資料等の蒐集及び提供。
- 3) 関係行政官庁及び関係諸団体との連絡協議。
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 5) 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第2章 会 員

### (会員)

第5条 本会の会員は、フローティングシップを運営する企業及び各種団体で本会の目的に賛同し、且所定の手続きに従い入会を認められた会社とする。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、会員全員の承認を得なければならない。

(届出)

第7条 会員は次に掲げる事項に変更を生じたときは遅滞なく、その旨を会長に届けでなければならない。

- 1) 代表者の氏名、会員名及び所在地、並びに電話番号。
- 2) 会員の所在地、及び電話番号。
- 3) 会員の新設及び廃止。

(退会)

第8条 会員が退会する場合は、文書により、会長にその旨届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が、次の各項のいずれかに該当する時は会長は総会に図り、その議決により除名することができる。

- 1) 本会の名誉を著しく傷つけ又は、信用を失うような行為があったとき。
- 2) 規約又は、総会の決議を無視する行為があったとき。
- 3) 会員としての義務の不履行又は本会の事業を妨げる行為があったとき。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の各号のいずれかに該当するときはその資格を失う。

- 1) 退会したとき。
- 2) 除名されたとき。
- 3) 会員である法人が消滅したとき。

(権利の喪失)

第11条 退会又は除名された会員は会員としての一切の権利を失い既納入会金及び会費は返還しない。

### 第3章 役員

(役員及び定数)

第12条 本会に次の役員を置き、総会において会員の内から選出する。

- 1) 会長 1名
- 2) 監事 1名

(役員任期)

第13条 役員任期は、就任の定時総会から1年後の定時総会終了のときまでとする。但し、再任を妨げない。

(役員任務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2) 会長は、原則として毎年5月から6月の間に総会を開催し総会関連業務を併せて行う。
- 3) 監事は、会の会計処理の状況を監査し、総会でその結果を報告しなければならない。

## 第4章 総 会

(総会任務)

第15条 総会は、本会の最高議決機関として、本会の重要な事項を審議決定する。

(総会種別)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 1) 定時総会は、年1回とし、原則として事業年度終了から3ヶ月以内に開催する。
- 2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は、会長宛会員の3分の1以上の要求があったときこれを開催する。

(招集)

第17条 総会は、会長が招集し、原則としてその議長を務める。

(総会審議事項)

第18条 次の事項は総会で審議しなければならない。

- 1) 本会規則の制定及び改廃。
- 2) 活動報告及び会計報告の承認。
- 3) 活動方針及び予算の承認。
- 4) 会員の入退会。

- 5) 役員を選定及び解任。
- 6) その他重要と認める事項。

(総会の定足数及び決議)

第19条 総会は、会員の過半数の出席を要し決議は満場一致によるものとする。

(議事録)

第20条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 会議の目的である事項、日時、及び場所。
- 2) 会員の現在数、及び出席者数。
- 3) 議事の経過の概要、及びその結果。

2. 会長は議事録を作成保管すると共に、その写を会員に配布する。

## 第5章 入会金・会費

(入会金)

第21条 本会の入会金は、30,000円とし、入会時に会に納めなければならない。

(会費)

第22条 本会の会費は、年額15,000円とし、毎年総会後の請求に基づき納めなければならない。但し、納められた会費は、事情の如何にかかわらず一切返却しない。

(総会費)

第23条 定時総会及び臨時総会開催の費用は会員分担の原則に従い必要に応じて徴収する。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第25条 1. 会長は毎年総会前に次の書類を作成し監事に提出しなければならない

らない。

- 1) 事業報告書
  - 2) 収支計算
2. 監事は前項の書類を受理した時は、これを監査し、総会に報告しなければならない。
  3. 会長は前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後、これを保管しなければならない。

## 第7章 規約変更及び解散

(規約の変更)

第26条 この規約は総会に出席した会員全員の議決を得なければ変更する事ができない。

(解散)

第27条 1. 本会は会員全員の同意がなければ解散することができない。  
2. 前項の解散にともなう残金資産の処分は総会において会員全員の議決によらなければならない。

## 第8章 雑 則

(細則)

第28条 この規約に定めるもののほか本会の業務運営上必要な細則等は総会の議決を得て会長が別に定める。

付 則

本会則は昭和58年4月 1日から実施する。

平成 元年6月15日 一部改正

平成 3年5月21日 一部改正

平成22年6月24日 一部改正

平成23年6月21日 一部改正

平成27年7月 8日 一部改正

平成29年6月 7日 一部改正